

## 粟島浦村建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成 24 年 11 月 27 日

最終改正 令和 6 年 1 月 15 日

### (目的)

第 1 この方針は、「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、新潟県が定めた「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」(令和 4 年 1 月 7 日)に即して、法第 12 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、村有施設等における粟島浦村産材及び新潟県産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化の防止へ貢献するなど、森林の有する公益的機能の発揮や、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、村民に安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などに資することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「村有施設」とは、村が事業主体となり建築する公共建築物(法第 2 条に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、村有施設の建築にあたり、構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。
- (5) 「村産材」とは、粟島浦村内における森林から生産された木材及び竹材をいい、「県産材」とは、新潟県内における森林から生産された木材をいう。
- (6) 「建築物等」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの(付帯施設・設備含む)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- (7) 「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物(付帯施設・設備含む)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいい、公共建築物等を除く。
- (8) 「公共土木工事」とは、公共発注土木工事をいう。
- (9) 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

### (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第 3 村は、法第 5 条に規定する村の責務を踏まえ、村有施設の整備において自ら率先し

て村産材及び県産材の利用に努める。

(村有施設及び公共土木工事における木材の利用の目標)

第4 村有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、高さ1.6m以下かつ地上3階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、木造化を推進する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 村有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる木質化を図る部分において、可能な限り木質化を検討する。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、村産材及び県産材の使用を検討する。

4 村の発注する公共土木工事においては、景観・周辺の調和等の面から木材の使用が適当な場合、村産材及び県産材の使用を検討する。

(村有施設の造作家具・備品類)

第5 村有施設において、テーブルやベンチ、室名札等の造作家具・備品類には、村産材及び県産材を用いた製品の使用に努める。

(村有施設の暖房器具等)

第6 村有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、村産材及び県産材を用いた木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(公益法人等への要請)

第7 村は、村関係公社及び公益法人等が行う施設の整備について、この方針の目的を踏まえて、村産材及び県産材の利用を要請する。

2 村は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

第8 村は、村有施設における木材の利用の促進の意義等について住民にわかりやすく示すように努める。

2 村有施設の管理者等は、多くの村民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(情報提供)

第9 村は、品質が確保された村産材及び県産材利用に関する流通及び製品等に関する情報の収集・提供に努める。

(適用)

第10 この方針は、令和6年1月15日から適用する。

別表 (村有施設)

	建築物の用途	建築物の仕上等に木質化を図る部分
公共建築物	・学校 ・保育園 ・福祉施設 ・医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・村営住宅 ・観光交流施設 ・庁舎・研修所 ・コミュニティ施設 等	・玄関ホール・ロビー、供用廊下、主要な居室等の床・壁・天井材 ・庇や軒裏、ピロティの天井材 ・雨よけがある部分の外壁材 ・造作家具・備品類 等
工 作 物	建築物に付帯する案内板、デッキ、パーゴラ、ベンチ等	

※木材の利用にあたっては、下記の点に留意する。

- ・防火地域等の指定されている地域や建築物の用途によっては、建築基準法の耐火・準耐火建築物要求や内装制限の規定を受けるものがある。
- ・木材を外部や湿気が多くなると想定される部分に使用する場合は、耐久性のある樹種の選定や防腐・防蟻対策等に配慮する。

## 「粟島浦村建築物等における木材の利用の促進に関する方針」の運用

平成 24 年 11 月 27 日

最終改正 令和 6 年 1 月 15 日

### 1 混構造による木造化【方針第 4】

木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討する。

### 2 木造化が困難な施設【方針第 4・(2)】

木造化することが困難な施設とは、次の場合等をいう。

防災上重要な施設であるなど、施設の用途等により木材化が適当でない施設。

### 3 特に木造化・木質化する施設【方針第 4・2】

次の施設及び施設の部分については、特に木造化・木質化に努める。

ア 学校、保育園、福祉施設、医療施設など子どもや高齢者が多く使用するもの。

イ 多くの住民の利用が見込まれ、PR 効果、展示効果が高いもの。

### 4 公益法人等への要請方法【方針第 7】

村関係公社及び公益法人等が行う施設の整備について、各部局は、所管している国庫補助事業、県費補助事業及び村費補助事業の運用などにおいて、村産材及び県産材の利用が図られるよう努める。